

# 公益財団法人新教育者連盟

## 定 款

# 公益財団法人新教育者連盟定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人新教育者連盟と称する。

(事務所及び支部等)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都国立市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。従たる事務所は、「公益財団法人新教育者連盟 総支部」と称する。従たる事務所以外の支部であってこの法人の本部と事業及び経理を一体とするものは、「公益財団法人新教育者連盟 支部」と称する。

3 この法人の目的及び事業に全面的に賛同し協力する団体であって不正目的での名称使用に該当しないことが確認できるものは、理事長に申請しその認定を得て「新教育者連盟 支部」と呼称することができる。当該支部は、理事会の決議により別に定める「新教育者連盟支部規約(範例)」を参考とした規約を定めなければならない。

4 この法人に、維持会員をおくことができる。維持会員に関する規約は、理事会の決議により別に定める。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、谷口雅春「生命の実相哲学」に基づく教育(以下「生命の教育」という。)の原理と方法により、家庭教育における子供の躰、才能の開発、非行の防止等の諸問題について相談、指導及び助言を行うとともに、一般児童及び青少年の健全化を図るための社会教育事業を実施し、もって国家の将来及びより良い社会の形成を担う堅実にして有為な児童及び青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 家庭教育及び社会教育への「生命の教育」の実践と普及の為、講演会、学習会又は座談会等の開催と家庭教育相談の実施並びにそれらに必要な機関誌、単行本又は資料等の刊行普及と講師の養成及びその派遣

(2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

( 公益目的取得財産残額の算定 )

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

#### 第4章 評議員

( 評議員の定数 )

第10条 この法人に評議員11名以上20名以内を置く。

( 評議員の選任及び解任等 )

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員は、この法人及びその子法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

3 次に掲げる者は、この法人の評議員となることができない。

(1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第173条第1項において準用する同法第65条第1項各号に掲げられた者

(2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第173条第1項において準用する同法第65条第1項3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1号に該当する者

(4) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1号ロに該当する罪刑又は八に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

4 この法人の評議員は、前項各号に該当するに至ったとき、自動的にこの法人の評議員としての地位を喪失する。

5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である評議員の合計数は、評議員の総数の3分の1を超えてはならない。

6 租税特別措置法の定めにより、この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1名と親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

7 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。

( 評議員の任期 )

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

( 評議員の無報酬及び実費弁償 )

第13条 評議員は、無報酬とする。なお、評議員がこの法人の事業を執行する場合の費用については、評議員会において別に定める上限及び基準に従い弁償することができる。

## 第5章 評議員会

( 構成 )

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

( 権限 )

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事、監事又は評議員に対する旅費等の実費弁償の基準
- (3) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

( 開催 )

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

( 招集 )

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

( 議長 )

第18条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 理事、監事又は評議員に対する旅費等の実費弁償の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

(役員の設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長、2名以上3名以内を副理事長とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 次に掲げる者は、この法人の理事又は監事となることができない。

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第177条において準用する同法第65条第1項各号に掲げられた者
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第177条において準用する同法第65条第1項3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1号に該当する者
  - (4) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1号ロに該当する  
罪刑又は八に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
- 4 この法人の理事又は監事は、前項各号に該当するに至ったとき、自動的にこの法人の理事又は監事としての地位を喪失する。
- 5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならぬ。
- 7 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長、副理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

( 役員の解任 )

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

( 役員の無報酬 )

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。

( 顧問 )

第28条 この法人に、任意の機関として、若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長の相談に応じ、意見を述べることができる。
- 3 顧問の選任又は解任は理事会の決議に基づき、理事長が委嘱し又は委嘱を解く。

## 第7章 理事会

( 構成 )

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

( 権限 )

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

( 招集 )

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

( 議長 )

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

( 決議 )

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、この法人が保有する株式(出資)について、その株式



(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第36条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第37条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第

- 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は木村次郎とする。

附 則

平成26年1月19日の評議員会決議による、事業年度の末日を変更するこの定款変更後の最初の事業年度については、第6条の規定にかかわらず、平成26年4月1日に始まり翌年6月30日に終わるものとする。

附 則

この定款変更は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、令和3年9月27日の定時評議員会の終結の時から施行する。ただし、この定款変更後に就任する評議員の選任は、定款変更の評議員会決議の後に行うことができる。

別表 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）  
（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
投資有価証券	株式会社日本教文社株式 119株
投資有価証券	日経ラジオ社株式 8,100株
現金預金	三菱東京UFJ銀行定期預金 1,400,000円
建物	東京都国立市富士見台一丁目13番地の9 神代マンション305号室 (専有部分床面積39.64㎡)
土地	上記建物の敷地利用権（所有権の共有持分106778分の3964 土地面積約15.15㎡）

以上は、当法人の定款の全文に相違ありません。

令和2年1月15日

公益財団法人新教育者連盟  
代表理事 代田 健 藏